

第1の柱

最低所要自己資本比率

「第1の柱」では、最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測をより精緻化するという点が大きな特徴です。

自己資本比率

【信用リスク】
【オペレーショナル・リスク】

第2の柱

金融機関の自己管理と監督上の検証

「第2の柱」では、「第1の柱」の対象となっていないリスクのうち、金融機関の経営に重大な影響を及ぼすと考えられる「銀行勘定の金利リスク」や「与信集中リスク」を含め、金融機関自らがリスクを統合的かつ適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実が求められています。また、金融当局の検証・評価を受け、必要に応じて適切な監督上の措置を受けるというものです。

統合的なリスク管理

【与信集中リスク】
【銀行勘定の金利リスク】

第3の柱

市場規律

「第3の柱」では、「第1の柱」と「第2の柱」の開示内容の充実を通じて、市場規律の実効性（監視機能）を高めることとされています。

情報開示

【開示内容の充実】
【市場規律の実効性向上】

1. 単体における開示事項

定性開示項目

- (1) 自己資本調達手段の概要
- (2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- (3) 信用リスクに関する事項
- (4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (7) オペレーショナル・リスクに関する事項
- (8) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (9) 金利リスクに関する事項

定量開示項目

- (1) 自己資本の構成に関する事項
- (2) 自己資本の充実度に関する事項
- (3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）
 - イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 - ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等
 - ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
- (4) 信用リスク削減手法に関する事項
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - イ.オリジネーターの場合
 - ロ.投資家の場合
- (7) 出資等エクスポージャーに関する事項
- (8) 金利リスクに関する事項

2. 連結における開示事項

定性開示項目

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 自己資本調達手段の概要
- (3) 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- (4) 信用リスクに関する事項
- (5) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (7) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (8) オペレーショナル・リスクに関する事項
- (9) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (10) 金利リスクに関する事項

定量開示項目

- (1) 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社（資本控除となる非連結子会社等）のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
- (2) 自己資本の構成に関する事項
- (3) 自己資本の充実度に関する事項
- (4) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）
 - イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 - ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等
 - ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
- (5) 信用リスク削減手法に関する事項
- (6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- (7) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - イ.連結グループがオリジネーターの場合
 - ロ.連結グループが投資家の場合
- (8) 出資等エクスポージャーに関する事項
- (9) 金利リスクに関する事項

1. 単体における開示項目

＜定性開示項目＞

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客様による普通出資金にて調達しております。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、創立以来、地域のお客様による普通出資金の積み上げと、利益計上からの内部留保により自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

また、当金庫は健全性を確保することを目的とした「自己資本管理規程」を制定し、統合的リスク管理態勢からリスク限度枠と自己資本充実度を対比した評価方法をとっております。

平成26年3月末より新しい自己資本比率規制が施行されておりますが、当金庫の自己資本比率は、早期是正措置の対象となる国内基準の4%を大きく超えており、適正な水準であると考えております。

(3) 信用リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫は、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識した上で、与信業務の基本的な理念や手続を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施しており、また、「信用リスク管理規程」に基づき(1)法人・個人別与信状況(2)金額階層別与信状況(3)大口与信先状況(4)業種別貸出残高及び資金使途別貸出状況(5)格付別保有有価証券の状況等を定量的に分析し、信用リスク管理に役立てております。

以上、一連の信用リスクの管理状況については、ALM委員会が協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会等の経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は「資産査定事務取扱要領」及び「資産査定管理規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

・R&I社 ・JCR社 ・Moody's(ムーディーズ)社 ・S&P(スタンダードアンドプアーズ)社

ハ. エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、信用保証協会等の保証が該当します。当金庫は融資の取扱いに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から判断を行っており、担保、保証についてはあくまでも補完的な位置付けと認識しております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合は、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約をいただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱要領」により適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫の定める「融資事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、派生商品取引に対する取扱規程等は定めておらず、現在は取扱いの対象としておりませんが、資金運用の一環として、オプション・スワップなど派生商品取引を内包した債券等を一部保有しております。この債券等は、そのリスクが主に受取利息配当金に限定され元本に及ばないこと、発行体の信用力が高いこと、さらに当金庫の体力(自己資本)に見合った投資限度を定め、価格変動リスクを限定的としていることから、単体・連結共に債券等自体のリスク管理以外に特段の管理は行っておりません。

なお、長期決済期間取引については単体・連結共に該当はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

証券化取引の役割として、投資家及びオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスク認識については市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などを把握するとともに、必要に応じて常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

なお、オリジネーター業務については、当金庫は行っておりません。

ロ. 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

ハ. 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

ニ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格機関は以下の4社を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格機関の使い分けは行っておりません。

・R&I社 ・JCR社 ・Moody's (ムーディーズ) 社 ・S&P (スタンダードアンドプアーズ) 社

ホ. 信用金庫がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する項目

該当ありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと。また、外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスクのことです。

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理基本方針」を踏まえ、組織態勢、管理態勢を整備し、自己管理型のリスク管理を行うことを目的とした分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

オペレーショナル・リスクについて当金庫は事務リスク、システムリスク、その他のリスクに大きく分けております。

事務リスク管理については本部・営業店が一体となり、「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることは勿論のこと、日頃の事務指導や本部研修体制、営業店勉強会の強化、牽制機能として事務検証に取り組み、事務レベルの向上に努めております。

システムリスク管理については「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクを明確にして定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行が出来るよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスク管理については、苦情相談窓口を設置による適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ態勢の整備、さらには取扱商品等に対する説明態勢の整備等、顧客保護の観点を重要視した管理態勢に努めております。

また、オペレーショナル・リスクに関しましてリスク管理主管部署、担当部署を設置し、協議、検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告する態勢を整備しております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスクについて、当金庫は基礎的手法を採用しています。

ハ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額

オペレーショナル・リスク所要自己資本額＝オペレーショナルリスク相当額×4%

(単位:百万円)

	オペレーショナルリスク相当額	オペレーショナル・リスク所要自己資本額
平成24年度	6,838	273
平成25年度	6,722	268

(8) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び当金庫の「統合的リスク管理規程」における「価格変動リスク」量を計量化することにより把握しております。また当金庫の抱える市場リスクの状況を常務会に報告するとともに定期的にALM委員会に報告し検討しております。

非上場株式、子会社・関連会社、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は財務諸表や運用報告をもとにした評価による定期的な査定を実施するとともに、その状況は経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

(9) 金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、定期的な評価計測を行うとともに、適宜、対応を講じる態勢としております。

主な評価・計測方法としては一定の金利ショックを想定した場合の貸出金、有価証券をはじめとした銀行勘定の金利リスク (BPV) の計測や自己資本比率への影響度を計測し、自己資本管理態勢に対する評価を行い、ALM委員会において協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産、負債の最適化及び自己資本の充実度を考慮したリスクコントロールに努めております。

ロ. 内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要

金利リスクの算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

● 計測手法

資産及び負債について「金利ラダー方式」を採用し、それぞれの1bp変動時の経済価値変動額を求め、その数値に金利ショック幅をかける手法をとっております。

● コア預金

対 象：流動性預金全般 (当座、普通、貯蓄等)

算定方法：①過去5年の最低残高、

②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、

③現残高の50%相当額、以上の3つのうち最小の額を上限として算出

満 期：5年以内 (平均2.5年)

● 金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、
その他の金利・期間を有する資産・負債

● 金利ショック幅

99%タイル値

● リスク計測の頻度

四半期毎 (3、6、9、12月末)

< 定量開示項目 >

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位: 百万円)

項 目	平成24年度
(自 己 資 本)	
出 資 金	750
うち非累積的永久優先出資	—
優先出資申込証拠金	—
資本準備金	—
その他資本剰余金	—
利益準備金	750
特別積立金	12,699
繰越金 (当期末残高)	61
そ の 他	—
処 分 未 済 持 分	△—
自己優先出資	△—
自己優先出資申込証拠金	—
その他有価証券の評価差損	—
営業権相当額	△—
の れ ん 相 当 額	△—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△—
基 本 的 項 目 (A)	14,261
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%に相当する額	—
一 般 貸 倒 引 当 金	98
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—
補 完 的 項 目 不 算 入 額	△—
補 完 的 項 目 (B)	98
自己資本総額 [(A) + (B)] (C)	14,359
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	2,929
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	600
期限付劣後債務及び期限付優先出資並び にこれらに準ずるもの	1,800
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク 削減手法として用いる保証又はクレジット・ デリバティブの免責額に係る控除額	—

項 目	平成24年度
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除 とされる証券化エクスポージャー及び信用補 完機能を持つI/Oストリップ (告示第247条を 準用する場合を含む)	—
控 除 項 目 不 算 入 額	△1,929
控 除 項 目 計 (D)	1,000
自己資本額 [(C) - (D)] (E)	13,359
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)	
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス 項 目)	82,960
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	424
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,838
信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	90,223
単 体 T i e r 1 比 率 (A / F)	15.80%
単 体 自 己 資 本 比 率 (E / F)	14.80%

自己資本の充実の状況等について

(単位:百万円)

項 目	平成25年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	14,978	
うち、出資金及び資本剰余金の額	752	
うち、利益剰余金の額	14,255	
うち、外部流出予定額(△)	30	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	93	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	93	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	15,071	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	30
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	30
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	169
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	15,071	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	86,391	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 4,626	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	30	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	169	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 4,826	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,722	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	93,113	
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.18%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づき開示、平成25年度においては新告示に基づき開示を行っております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	83,385	3,335	86,391	3,455
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	83,229	3,329	90,699	3,627
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	207	8	34	1
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	7	0	7	0
我が国の政府関係機関向け	1,331	53	1,572	62
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	30,033	1,201	14,607	584
法人等向け	17,357	694	17,154	686
中小企業等向け及び個人向け	14,928	597	16,026	641
抵当権付住宅ローン	3,984	159	3,652	146
不動産取得等事業向け	3,627	145	2,190	87
3ヵ月以上延滞等	539	21	457	18
取立未済手形	7	0	5	0
信用保証協会等による保証付	674	26	593	23
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,919	76	2,495	99
出資等のエクスポージャー			2,495	99
重要な出資のエクスポージャー			—	—
上記以外	8,608	344	31,903	1,276
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			21,289	851
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			862	34
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー			753	30
上記以外のエクスポージャー			8,997	359
② 証券化エクスポージャー	155	6	103	4
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	155	6	103	4
(うち再証券化)	—	—	—	—
③ 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			200	8
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△ 4,826	△ 193
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額			203	8
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー			10	0
ロ. オペレーショナル・リスク	6,838	273	6,722	268
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	90,223	3,608	93,113	3,724

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況等について

(3)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別、業種別及び残存期間別 (単位:百万円)

平成24年度							平成25年度								
地域区分 業種区分 期間区分	エクスポ ージャー 区分	期末 残高	信用 リスク エク スポ ー ジャ ー	貸出金「コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引	債 券	取引 デ リ バ イ ブ タイプ	三 月 以 上 延 滞 エ ク ス ポ ー ジャ ー	地域区分 業種区分 期間区分	エクスポ ージャー 区分	期末 残高	信用 リスク エク スポ ー ジャ ー	貸出金「コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引	債 券	取引 デ リ バ イ ブ タイプ	三 月 以 上 延 滞 エ ク ス ポ ー ジャ ー
国	内	225,891	82,571	89,205	—	—	993	国	内	237,351	85,594	98,478	—	—	797
国	外	26,852	—	26,852	—	—	—	国	外	23,870	—	23,663	—	—	—
地 域 別 合 計		252,744	82,571	116,058	—	—	993	地 域 別 合 計		261,222	85,594	122,141	—	—	797
製 造 業		4,689	2,675	2,014	—	—	69	製 造 業		4,749	2,334	2,414	—	—	55
農 業、林 業		839	839	—	—	—	0	農 業、林 業		626	626	—	—	—	7
漁 業		—	—	—	—	—	—	漁 業		—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		158	158	—	—	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業		95	95	—	—	—	—
建 設 業		5,149	5,149	—	—	—	152	建 設 業		5,006	5,006	—	—	—	26
電気・ガス・熱供給・水道業		2,335	—	2,335	—	—	—	電気・ガス・熱供給・水道業		1,826	—	1,826	—	—	—
情 報 通 信 業		35	35	—	—	—	—	情 報 通 信 業		98	98	—	—	—	—
運輸業、郵便業		3,386	1,110	2,275	—	—	—	運輸業、郵便業		5,105	853	4,252	—	—	—
卸売業、小売業		6,799	5,186	1,612	—	—	60	卸売業、小売業		6,610	5,304	1,305	—	—	22
金融業、保険業		117,736	3,316	69,889	—	—	273	金融業、保険業		114,330	3,639	68,592	—	—	272
不 動 産 業		17,985	17,283	701	—	—	187	不 動 産 業		19,748	19,046	701	—	—	134
物 品 賃 貸 業		119	119	—	—	—	—	物 品 賃 貸 業		326	326	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		419	419	—	—	—	0	学術研究、専門・技術サービス業		419	419	—	—	—	10
宿 泊 業		920	920	—	—	—	—	宿 泊 業		865	865	—	—	—	—
飲 食 業		952	952	—	—	—	30	飲 食 業		862	862	—	—	—	30
生活関連サービス業、娯楽業		859	859	—	—	—	157	生活関連サービス業、娯楽業		851	851	—	—	—	170
教育、学習支援業		65	65	—	—	—	—	教育、学習支援業		66	66	—	—	—	—
医 療、福 祉		4,717	4,717	—	—	—	10	医 療、福 祉		4,605	4,605	—	—	—	—
その他のサービス		2,145	2,145	—	—	—	—	その他のサービス		1,739	1,739	—	—	—	—
国・地方公共団体等		53,353	16,325	37,028	—	—	—	国・地方公共団体等		61,325	18,171	42,847	—	—	—
個 人		20,084	20,084	—	—	—	51	個 人		20,244	20,244	—	—	—	68
そ の 他		9,991	206	200	—	—	—	そ の 他		11,716	434	200	—	—	—
業 種 別 合 計		252,744	82,571	116,058	—	—	993	業 種 別 合 計		261,222	85,594	122,141	—	—	797
1 年 以 下		42,896	13,019	6,327	—	—	—	1 年 以 下		50,038	13,076	10,548	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下		31,526	4,153	18,881	—	—	—	1 年 超 3 年 以 下		29,547	6,395	16,393	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下		26,525	6,597	16,702	—	—	—	3 年 超 5 年 以 下		25,633	6,562	17,548	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		22,474	8,399	13,085	—	—	—	5 年 超 7 年 以 下		26,531	8,067	16,705	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		32,255	13,459	18,131	—	—	—	7 年 超 10 年 以 下		22,735	10,764	11,821	—	—	—
1 0 年 超		71,429	36,257	35,172	—	—	—	1 0 年 超		81,725	39,860	41,865	—	—	—
期間の定めのないもの		25,636	683	7,757	—	—	—	期間の定めのないもの		25,009	867	7,257	—	—	—
残存期間別合計		252,744	82,571	116,058	—	—	—	残存期間別合計		261,222	85,594	122,141	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の資産、有形固定資産・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。
4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	平成24年度	98	98	98	98
	平成25年度	98	93	98	93
個 別 貸 倒 引 当 金	平成24年度	728	869	728	869
	平成25年度	869	969	869	969
合 計	平成24年度	826	967	826	967
	平成25年度	967	1,062	967	1,062

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

平成24年度						平成25年度					
	個別貸倒引当金				貸出金償却		個別貸倒引当金				貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高			期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	
製造業	83	147	83	147	—	製造業	147	133	147	133	—
農業、林業	95	37	95	37	—	農業、林業	37	43	37	43	—
漁業	—	—	—	—	—	漁業	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	214	282	214	282	—	建設業	282	158	282	158	4
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	情報通信業	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	運輸業、郵便業	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	78	96	78	96	—	卸売業、小売業	96	184	96	184	—
金融業、保険業	64	133	64	133	—	金融業、保険業	133	179	133	179	—
不動産業	90	76	90	76	—	不動産業	76	66	76	66	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	物品賃貸業	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	10	4	10	4	—	学術研究、専門・技術サービス業	4	1	4	1	—
宿泊業	7	6	7	6	—	宿泊業	6	6	6	6	—
飲食業	25	25	25	25	—	飲食業	25	26	25	26	—
生活関連サービス業、娯楽業	10	8	10	8	—	生活関連サービス業、娯楽業	8	111	8	111	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	教育、学習支援業	—	—	—	—	—
医療、福祉	8	6	8	6	—	医療、福祉	6	4	6	4	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	その他のサービス	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	国・地方公共団体等	—	—	—	—	—
個人	40	44	33	44	0	個人	44	51	44	51	—
合計	728	869	728	869	0	合計	869	969	869	969	4

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付け適用有り	格付け適用無し	格付け適用有り	格付け適用無し
0%	—	71,286	—	77,467
10%	—	19,939	—	21,734
20%	2,721	71,724	688	73,504
35%	—	11,665	—	10,723
50%	7,121	215	8,828	342
70%	100	—	400	—
75%	—	20,444	—	21,562
100%	501	45,381	801	44,774
150%	—	87	—	91
250%	—	—	—	301
1,250%	—	—	—	—
自己資本控除	—	1,000	—	—
合計	252,728		261,222	

(注) 1. 格付けは適格格付機関が付与している者に限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	1,345	1,266	10,253	8,871	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

自己資本の充実の状況等について

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 該当ありません。

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー

(単位: 百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス
証券化エクスポージャーの額	326	—	518	—
(i) リース	—	—	500	—
(ii) 住宅ローン	26	—	18	—
(iii) その他	300	—	—	—

b. 再証券化エクスポージャー 該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー

(単位: 百万円)

告示で定める リスクウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス
20%	26	—	518	—	0	—	4	—
50%	300	—	—	—	6	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—			—	—
(i) リース	—	—	—	—			—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—			—	—
(iii) その他	—	—	—	—			—	—
合 計	326	—	518	—	6	—	4	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

2. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。
なお、(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー 該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	な し
-----------------	-----

④ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額 該当ありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位: 百万円)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	756	756	433	433
非 上 場 株 式 等	781	781	3,037	3,037
合 計	1,538	1,538	3,471	3,471

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位: 百万円)

	平成24年度	平成25年度
売 却 益	14	55
売 却 損	2	10
償 却	—	0

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位: 百万円)

	平成24年度	平成25年度
評 価 損 益	56	103

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 該当ありません。

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成24年度	平成25年度		平成24年度	平成25年度
貸 出 金	305	469	定 期 性 預 金	261	124
有 価 証 券 等	1,002	1,008	要 求 払 預 金	82	79
預 け 金	45	31	そ の 他	—	—
そ の 他	3	0	調 達 勘 定 計	343	204
運 用 勘 定 計	1,357	1,509			
銀行勘定の金利リスク	1,013	1,305			

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、当金庫が保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、預金等）が金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では金利ショックをパーセンタイル値（計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99%タイル値は99%目の値）として銀行勘定の金利リスクを算出しております。

2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されことなく長期間当金庫に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、要求払預金の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。

3. 銀行勘定の金利リスク量は、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

2. 連結における開示項目

<定性開示項目>

(1) 連結の範囲に関する事項

イ. 連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

当金庫の連結自己資本比率算出上の対象会社は「名信ビジネスサービス株式会社」です。

「名信ビジネスサービス株式会社」は、当信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準、利益剰余金基準による割合は下記の通りです。

① 資産基準

$\frac{\text{子会社の総資産額の合計額}}{\text{当金庫の総資産額}} = \frac{45\text{百万円}}{262,817\text{百万円}} \times 100 = 0.01\%$
--

② 経常収益基準

$\frac{\text{子会社の経常利益の合計額}}{\text{当金庫の経常利益}} = \frac{130\text{百万円}}{4,523\text{百万円}} \times 100 = 2.89\%$

③ 利益基準

$\frac{\text{子会社の当期純損益の額のうち、持分の合計額}}{\text{当金庫の当期純利益}} = \frac{0\text{百万円}}{744\text{百万円}} \times 100 = 0.04\%$

④ 剰余金基準

$\frac{\text{子会社の剰余金のうち、持分の合計額}}{\text{当金庫の利益剰余金}} = \frac{8\text{百万円}}{806\text{百万円}} \times 100 = 1.06\%$

ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社の数 1社
 主要な連結子会社の名称 名信ビジネスサービス株式会社
 主要な業務内容 北星信用金庫の事務処理の受託

ハ. 金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
 該当ありません。

ニ. 控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
 該当ありません。

ホ. 連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
 該当ありません。

ヘ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
 該当ありません。

自己資本の充実の状況等について

連結子会社は親会社である北星信用金庫に従属する業務を営んでおり、以下の開示項目は当金庫と同じ内容であるため、「単体における開示項目」をご参照ください。

- (2) 自己資本調達手段の概要
- (3) 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- (4) 信用リスクに関する事項
- (5) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (7) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (8) オペレーショナル・リスクに関する事項
- (9) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (10) 金利リスクに関する事項

< 定量開示項目 >

- (1) 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社（資本控除となる非連結子会社等）のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額該当ありません。

(2) 自己資本の構成に関する事項

項 目	平成24年度
(自 己 資 本)	
出 資 金	750
うち非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—
資 本 剰 余 金	—
利 益 剰 余 金	13,539
処 分 未 済 持 分	△—
自 己 優 先 出 資	△—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	—
為 替 換 算 調 整 勘 定	—
新 株 予 約 権	—
連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分	—
営 業 権 相 当 額	△—
の れ ん 相 当 額	△—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△—
基 本 的 項 目 (A)	14,289
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—
一 般 貸 倒 引 当 金	98
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—
補 完 的 項 目 不 算 入 額	△—
補 完 的 項 目 (B)	98
自己資本総額 [(A) + (B)] (C)	14,387
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	2,929
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	600
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	1,800
連結の範囲内に含まれないものに対する額の50%相当額	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—

(単位:百万円)

項 目	平成24年度
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む)	—
控 除 項 目 不 算 入 額	△1,929
控 除 項 目 計 (D)	1,000
自己資本額 [(C) - (D)] (E)	13,387
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)	—
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス 項 目)	82,976
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	424
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,838
信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	90,238
連 結 T i e r 1 比 率 (A / F)	15.83%
連 結 自 己 資 本 比 率 (E / F)	14.83%

(単位:百万円)

項 目	平成25年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	15,006	
うち、出資金及び資本剰余金の額	752	
うち、利益剰余金の額	14,284	
うち、外部流出予定額(△)	30	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	
うち、為替換算調整勘定	—	
うち、退職給付に係るものの額	—	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	93	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	93	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	15,099	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	30
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	30
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	169
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	15,099	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	86,402	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 4,626	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	30	
うち、繰延税金資産	—	
うち、退職給付に係る資産	169	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 4,826	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,722	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	93,125	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.21%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況等について

(3) 自己資本の充実度に関する事項[連結]

(単位:百万円)

項 目	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	83,400	3,336	86,402	3,456
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	83,245	3,329	90,711	3,628
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	207	8	34	1
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	7	0	7	0
我が国の政府関係機関向け	1,331	53	1,572	62
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	30,033	1,201	14,607	587
法人等向け	17,357	694	17,154	686
中小企業等向け及び個人向け	14,928	597	16,026	641
抵当権付住宅ローン	3,984	159	3,652	146
不動産取得等事業向け	3,627	145	2,190	87
3ヵ月以上延滞等	539	21	457	18
取立未済手形	7	0	5	0
信用保証協会等による保証付	674	26	593	23
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,909	76	2,485	99
出資等のエクスポージャー			2,485	99
重要な出資のエクスポージャー			—	—
上記以外	8,634	345	31,925	1,277
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー			21,289	851
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			862	34
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー			756	30
上記以外のエクスポージャー			9,016	360
②証券化エクスポージャー	155	6	103	4
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	155	6	103	4
(うち再証券化)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			200	8
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△ 4,826	△ 193
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額			203	8
⑦中央清算機関関連エクスポージャー			10	0
ロ. オペレーショナル・リスク	6,838	273	6,722	268
ハ. 総所要自己資本額(イ+ロ)	90,238	3,609	93,125	3,725

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

(4) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別、業種別及び残存期間別

(単位:百万円)

平成24年度							平成25年度						
地域区分 業種区分 期間区分	エクスポ ージャー 区分	期末 残高	信用 リスク エク スポ ー ジャ ー	貸出金 コ ミ ツ メ ン ト 及 び そ の 他 の ア ス セ ッ ト の オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引	債 券	取 引 デ リ バ ティ ブ エ ク ス ポ ー ジャ ー	地域区分 業種区分 期間区分	エクスポ ージャー 区分	期末 残高	信用 リスク エク スポ ー ジャ ー	貸出金 コ ミ ツ メ ン ト 及 び そ の 他 の ア ス セ ッ ト の オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引	債 券	取 引 デ リ バ ティ ブ エ ク ス ポ ー ジャ ー
国	内	225,891	82,571	89,205	—	993	国	内	237,361	85,594	98,478	—	797
国	外	26,852	—	26,852	—	—	国	外	23,870	—	23,663	—	—
地 域 別 合 計		252,744	82,571	116,058	—	993	地 域 別 合 計		261,232	85,594	122,141	—	797
製 造 業		4,689	2,675	2,014	—	69	製 造 業		4,749	2,334	2,414	—	55
農 業、林 業		839	839	—	—	0	農 業、林 業		626	626	—	—	7
漁 業		—	—	—	—	—	漁 業		—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		158	158	—	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業		95	95	—	—	—
建 設 業		5,149	5,149	—	—	152	建 設 業		5,006	5,006	—	—	26
電気・ガス・熱供給・水道業		2,335	—	2,335	—	—	電気・ガス・熱供給・水道業		1,826	—	1,826	—	—
情 報 通 信 業		35	35	—	—	—	情 報 通 信 業		98	98	—	—	—
運 輸 業、郵便業		3,386	1,110	2,275	—	—	運 輸 業、郵便業		5,105	853	4,252	—	—
卸売業、小売業		6,799	5,186	1,612	—	60	卸売業、小売業		6,610	5,304	1,305	—	22
金融業、保険業		117,736	3,316	69,889	—	273	金融業、保険業		114,330	3,639	68,592	—	272
不 動 産 業		17,985	17,283	701	—	187	不 動 産 業		19,748	19,046	701	—	134
物 品 賃 貸 業		119	119	—	—	—	物 品 賃 貸 業		326	326	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		419	419	—	—	0	学術研究、専門・技術サービス業		419	419	—	—	10
宿 泊 業		920	920	—	—	—	宿 泊 業		865	865	—	—	—
飲 食 業		952	952	—	—	30	飲 食 業		862	862	—	—	30
生活関連サービス業、娯楽業		859	859	—	—	157	生活関連サービス業、娯楽業		851	851	—	—	170
教育、学習支援業		65	65	—	—	—	教育、学習支援業		66	66	—	—	—
医 療、福 祉		4,717	4,717	—	—	10	医 療、福 祉		4,605	4,605	—	—	—
その他のサービス		2,145	2,145	—	—	—	その他のサービス		1,739	1,739	—	—	—
国・地方公共団体等		53,353	16,325	37,028	—	—	国・地方公共団体等		61,325	18,171	42,847	—	—
個 人		20,084	20,084	—	—	51	個 人		20,244	20,244	—	—	68
そ の 他		9,991	206	200	—	—	そ の 他		11,726	434	200	—	—
業 種 別 合 計		252,744	82,571	116,058	—	993	業 種 別 合 計		261,232	85,594	122,141	—	797
1 年 以 下		42,896	13,019	6,327	—	—	1 年 以 下		50,038	13,076	10,548	—	—
1 年 超 3 年 以 下		31,526	4,153	18,881	—	—	1 年 超 3 年 以 下		29,547	6,395	16,393	—	—
3 年 超 5 年 以 下		26,525	6,597	16,702	—	—	3 年 超 5 年 以 下		25,633	6,562	17,548	—	—
5 年 超 7 年 以 下		22,474	8,399	13,085	—	—	5 年 超 7 年 以 下		26,531	8,067	16,705	—	—
7 年 超 10 年 以 下		32,255	13,459	18,131	—	—	7 年 超 10 年 以 下		22,735	10,764	11,821	—	—
1 0 年 超		71,429	36,257	35,172	—	—	1 0 年 超		81,725	39,860	41,865	—	—
期間の定めのないもの		25,636	683	7,757	—	—	期間の定めのないもの		25,019	867	7,257	—	—
残存期間別合計		252,744	82,571	116,058	—	—	残存期間別合計		261,232	85,594	122,141	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の資産、有形固定資産・無形固定資産・繰延税金資産等が含まれております。 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付け適用有り	格付け適用無し	格付け適用有り	格付け適用無し
0%	—	71,826	—	77,467
10%	—	19,939	—	21,734
20%	2,721	71,724	688	73,504
35%	—	11,665	—	10,723
50%	7,121	215	8,828	342
70%	100	—	400	—
75%	—	20,444	—	21,562
100%	501	45,397	801	44,783
150%	—	87	—	91
250%	—	—	—	302
1250%	—	—	—	—
自 己 資 本 控 除	—	1,000	—	—
合 計	252,744		261,232	

(注) 1. 格付けは適格格付機関が付与している者に限ります。 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

子会社の名信ビジネスサービス株式会社は、当信用金庫の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいため、下記の定量開示項目は記載しておりません。

(5) 信用リスク削減手法に関する事項

(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(7) 証券化エクスポージャーに関する事項

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

(9) 金利リスクに関する事項